経営者の方必見！労務管理に役立つニュースレターです

２０１１．新春号

# 社労士國本の年中夢求　便り

## １．三もう主義とは？

　**私は昨年より、柳井商工会議所主催の柳井塾という勉強会に参加しております。柳井塾とは、**
「　柳井商工会議所に設置された柳井地域活性化戦略協議会の「人づくり委員会」が、企業の後継者や若手経営者を対象に企業の牽引役として活躍するノウハウを学ぶ塾　」
**で、昨年８月27日より開催されています。**

　**その講義の際、柳井塾の塾長さんが言われた言葉が”三もう主義”です。**
**この”三もう主義”とは何かというと、**
**・もう一軒　　・もう一回　　・もう一度**
**と何事も繰り返しねばって続けていくことの大切さを説かれた言葉で、とても強く印象に残りました。**

　**そして講義終了後、**
**「三もう主義のシールがいる方はどうぞ」**
**と塾長さんが言われたので、私は有難く頂戴し、早速手帳に貼りつけた次第です。この言葉を毎日見て、自分を奮い立たせます！**

## ２．「日雇い」「短期派遣」で働く人の実態

**◇「本業のかたわら」が８割以上**
　**リクルートワークス研究所から「日雇い・短期派遣労働者の就業実態調査」（今年８月に実施。1,916人の回答を分析）の結果が発表されました。**
　**これによれば、日雇い・短期派遣で働く人のうち、副業・求職活動・家事・学業など、「本業のかたわら」に日雇い・短期派遣で働く人の割合は、全体の85.6%だそうです。これに対して、日雇い・短期派遣就労が生活の中心である「短期派遣専業」として働く人の割合は、わずか11.0%でした。**

**◇日雇い・短期派遣で働く理由**
　**日雇い・短期派遣として働く理由としては、「副業」「学生」「主婦」の人の場合は「都合のよい時にだけ働けるから」が多く、「短期派遣専業」「失業・求職中」の人の場合は「すぐに収入が必要だから」が多いとの結果でした。「都合のよいときだけ」「すぐに収入」がキーワードのようです。**
　**また、日雇い・短期派遣で働く人の1カ月の平均就業日数は14.4日で、そのうち日雇い・短期派遣による就業日数は6.6日（45.9%）でした。**
　**1カ月の収入は平均で9.9万円であり、そのうち日雇い・短期派遣による収入は3.4万円（34.6%）でした。**

**◇労務管理のポイント**

会社が気をつけるべきことは、社員の方の二重就業です。例え業務外の時間に行っていたとしても、それによる過労により本業に影響が出ては困ります。
「原則禁止！どうしてもやむを得ない場合は許可制にする」
等ルール作りが大切です。

## ３．私の本棚より～今月は、“六つの精進”です～

今月ご紹介する本は、京セラ名誉会長、稲盛和夫氏の“六つの精進”です。この本はＤＶＤ付きの本なのですが、本は読まずに所用社兼私用車の中でＤＶＤをずっと流しています（もちろん運転中なので画面は見ず、専ら聴くだけです）。

この著書の中で稲盛さんは、六つの精進として“
一、誰にも負けない努力をする　　二、謙虚にして驕らず
三、反省のある毎日を送る　　四、生きていることに感謝する
五、善行、利他行を積む　　六、感性的な悩みをしない
と説かれています。

生きていくうえで、そして仕事をするうえで、どれも大事なことだと思います。車の中で聴きながら、「もっと私も頑張らなくては！」と感じる毎日です。

---

**社労士（企業労務よろず相談所・就業規則コンサルタント・助成金受給サポーター・年金アドバイザー）國本豊は、以下の業務を行うことで、地域の事業主様をサポートいたします！**

（以下は顧問契約先へのフルサポートですが、単発の相談も喜んでお受けいたします）

### ・就業規則の作成

（プロが作る就業規則です。会社の発展、社員の安心感につながる規則を作成します。法改正にも随時対応します）

### ・労働保険、社会保険手続き

〇労働保険の年度更新事務（7月）　〇社会保険の算定基礎届（7月）　〇36協定の作成届出（定時）
〇1年単位の変形労働時間届（定時）　〇介護保険料の変更、控除額のお知らせ（3月）　〇労災事故の手続き
〇健康保険料、厚生年金保険料の変更、控除額のお知らせ（9月）　〇雇用保険料率変更のお知らせ（4月）
〇入社・退職社員様に関わる保険関係届　〇一括有期事業開始届提出（翌月10日まで）　〇年金相談　等

### ・情報発信、相談業務

◇労働基準監督署の調査対応　◇御社に役立つ助成金情報があれば、ご提案します
◇土日朝夜問わず雇用に関するお困り事の電話、メール相談をします。もちろん、訪問相談もいたします
◇給与改定時ご連絡いただければ給与台帳を拝見し、社会保険料算出、月額変更等の確認をします
◇御社に役立つ有効情報をタイムリーに発信、ご提案します　◇毎月1回人事労務ニュースを持参（又は発送）します

---

**國本 豊（くにもとゆたか）社会保険労務士事務所（山口県社会保険労務士会所属　登録番号第３５０５０００８号）**

**・山口商工会議所エキスパート登録　・柳井市倫理法人会会員　・柳井商工会議所青年部所属**
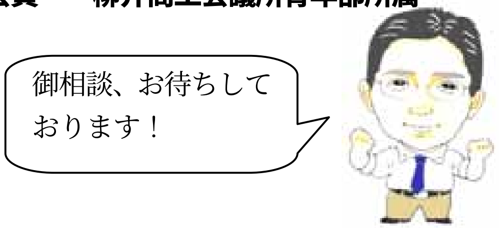
**〒742-0034　柳井市余田 1310**
**ＴＥＬ　0820 - 24 - 6886　ＦＡＸ　0820 - 24 - 6887**
**ホームページ　ｈｔｔｐ：／／ｋ－ｓｒ．ｊｐ**